

多文化社会専門職機構認定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、当機構規約第14条において定める認定委員会について適用する。

(業務)

第2条 認定委員会は、理事会の決定に基づき次の業務を行う。

- (1) 専門職の認定
- (2) 専門職の認定取り消し
- (3) その他規約の規定に沿って理事会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 認定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副委員長
- (2) 委員は、代表理事が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、2年とする。
- (4) 前項の委員は、ただし再任を妨げない。

(委員の選任)

第4条 認定委員会に委員長をおき、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議決)

第5条 委員会の決定は、委員の過半数が出席しその過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のために会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委託することができる。

(認定結果の報告)

第6条 委員長は認定の結果を理事会に報告し承認を得る。

(認定証)

第7条 審査に合格した者に対して、代表理事は専門職の認定証を交付する。

(登録と公表)

第8条 前条で認定証を交付された者は原簿に登録され、公表される。

(認定の取り消し)

第9条 委員会は、認定を受けた者に不適切な行為があった場合、取り消しに関する発議をし、理事会の承認を得る。

(その他)

第10条 この機構に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は理事会の承認を経て、2017年2月26日に施行する。